

蘭越町指定介護予防支援事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、蘭越町が開設する蘭越町指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援状態にある高齢者に対し適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要支援状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス提供事業者に不当に偏ることのないよう公正中立な業務に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 虐待防止に関する担当者及び責任者を置く。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 蘭越町地域包括支援センター
 - (2) 所在地 磯谷郡蘭越町蘭越町250番地1（蘭越町保健福祉センター内）
- (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) センター長 1名（兼務職員）
- (2) 管理者兼看護師 1名
- (3) 介護支援専門員 1名
- (4) 社会福祉主事 1名

2 センター長及び管理者は、事業所の従事者の管理、指定介護予防支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況を把握し、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

3 保健師及び介護支援専門員、看護師、社会福祉主事は、指定介護予防支援の提供

に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日（12月31日から1月5日まで）を除くものとする。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。

(介護予防支援の提供方法及び内容)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 介護予防サービス計画の作成

(3) サービス担当者会議

介護予防サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、該当計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を事業所内会議において開催する。

(4) 居宅訪問

介護予防サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、介護予防サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等の求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(5) その他

利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、蘭越町の区域とする。

(委託)

第9条 利用者の同意に基づき、居宅介護支援事業者に介護予防サービス計画の原案作成を委託することができる。

2 居宅介護支援事業者に委託し作成した介護予防サービス計画案に関する最終責任は、介護予防支援事業所が負うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 介護予防支援事業所は、職員の資質の向上を図るための研修会の機会を設けるものとし、併せて業務体制を整備する。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守する。

3 従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

- 4 この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は、蘭越町と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。